

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2017年9月7日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 事前集会 (緑町北公園)

10：50 入廷 (地裁 405 号法廷)

11：00 開廷

終了後 裁判所前で報告集会

.....

※集会～地裁敷地に入るまでは、幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所門前で、これを外します。ご協力ください。

第9次横田基地公害訴訟 第23回法廷の内容は…

本日の法廷では、国側の「航空機排出ガスの被害は認めない」とする準備書面に対する反論を行います。

担当は、弁護団の中川先生です。

第1 被告準備書面(17)の論理矛盾

国は、騒音被害に対しこれが自動車の運行等の生活上の騒音とは比較にならない音量で被害を生じしめるものであることを認め、一定区域内の住宅の防音工事をするなどして周辺住民の被害の防止を図る一方で、振動・排ガスの被害を認めていません。

しかし、原告らは、飛行機から生ずる排ガスや振動であることを体感して訴えています。爆音被害と同一の原因で生じているのです。同一発生源による被害の一方を認め、一方を否定するのは論理矛盾です。

第2 準備書面(17)の論文引用の誤り

1 国は、「航空機排出ガスによる大気汚染研究」(乙A133号証)(以下単に論文といいます。)を引用していますが、同論文は、軍用機を除いた民間空港について航空機による大気汚染を分析している論文です。これを横田基地周辺の排気ガス汚染を否定する根拠とする主張は、不正確極まりないものです。間違っても採用されてはなりません。

同論文は、我が国の全空港についての調査分析をしていますが、横田基地、その他の米軍基地は一切含まれていません。

2 軍事基地である横田基地では、地上でのアイドリングが長時間におよび、また滑走路上でタッチアンドゴー(滑走路に着地してすぐに離陸する。)という訓練が行われ、基地周辺上空では旋回飛行訓練が、基地上空では速度を落とした航空機からのパラシュート降下訓練が行われています。

汚染物質は不完全燃焼産物であり、アイドリング時、離発着時などエンジンの出力の弱い時に増加します。横田基地のように定期的輸送の他に上記軍事訓練を行

っている軍事基地では排気ガスによる汚染状況が民間空港よりも高いのであり、横田基地と民間空港と同一視する国の論理は、誤りです。

3 逆に、論文は、国の主張とは正反対の事実、航空機の飛行が空港とその周辺に対する大きな汚染源となる可能性を指摘しています。

そのまま引用します。「航空機は移動発生源ではあるが、自動車とは異なり空港という特定の場所を利用しているため、空港とその周辺の局所的な空間に対しては大きな汚染源になる可能性がある。例えばNO_xは離陸から上昇時にLTO(Landing and Take Off)サイクルの全排出量の70%～80%が排出されており、しかもその排出空間は長さ10km前後、幅50m前後、高さ1kmの5×10⁸m³の空間(添付論文80頁図3を参照)に繰り返して排出されるわけである。勿論、その空間は閉じられたものではないが、離発着の頻度によって一時的に高濃度になる可能性がある。したがって、航空機からの汚染物質の大気中への拡散状態のシミュレーションなどを実施し、汚染物質の環境濃度への影響調査を積極的に進める必要がある。」(93p6段～)と指摘しているのです。

国にとっては、横田基地周辺の汚染状況を測定して実態を把握することは簡単なことです。汚染の不存在を主張するのであれば、論文が指摘する方法により実態観測を行い、その観測結果に基づきシミュレーションを実施するなどして汚染状況を明らかにすべきです。

4 自動車と航空機の排ガスを同列に扱う誤り

国は、「航空機が離着陸の際、又は飛行中に排出ガスを排出し、若干振動を生じさせることはあるが、いずれも、他の日常的な自動車の運行等によって生じるものより軽度であり、これによって飛行場周辺の居住者に特段の影響を及ぼすものではない。」と主張しています。

しかし、自動車の排ガスや振動を航空機の排ガスや振
***** (裏に続く)

***** (表から続く)

動と同列にならべることが、誤りです。地球白書 1991 - 1992 (219p~251 p レンナ・ミカエル) によると F16 戦闘機が 1 時間の訓練任務で米国の平均的ドライバーが 1 年間に消費するガソリンのほぼ 2 倍の量を消費するとされています。

論文(乙 A134)は、また、戦闘機の排ガスは、自動車の排ガスより濃度が低いとしても、排出量が格段に多いことを指摘しています。戦闘機の排ガスと自動車の排ガスを同一に論ずることは間違いです。

第3 環境庁大気汚染保全局長の発言について

国は、環境庁大気保全局長の国会で大阪空港の大気汚染についての発言を根拠に大気汚染を否定しますが、国には、自ら「航空機からの汚染物質の大気中への拡散状態のシミュレーションなどを実施し、汚染物質の環境濃度への影響調査を積極的に進める必要がある。」のであり、かかる責任を他の横田基地と無関係な大阪空港にかかる発言をもって免れようとするのは許されません。

第4 国は、横田飛行場の広さが 714 万㎡におよぶこと等を理由に拡散によって排気ガスの周辺への影響は低くなると主張しています。

しかし、714 万㎡がどうして汚染を否定する理由になるのでしょうか。羽田空港の面積は 1450 万㎡、横田基地の 2 倍の広さです。横田基地周辺に同じ面積の緩衝地帯があれば住民がうける被害はどれ位緩和されるでしょう。かかる国の主張は、原告らを更に傷つけるものです。

第5 被告準備書面(20)について

1 被告は、大気汚染防止法による 47 の測定局の観測結果をもって環境基準が達成されているから排気ガスの被害はないと主張しています。

ア しかし、乙 A168 と同 169 の数値は汚染の不存在の根拠とはなりえません。測定は、横田基地の大気汚染調査を目的とするものではなく、測定局として、横田基地の汚染を図るのに適した場所が選ばれているわけでもありません。

イ しかも上記測定結果は、測定局の測定値の 1 年間の平均値を算出したものですから、平均の濃度としては基準値を下回る場合であっても、離発着などで周期的に高い濃度の排ガスを浴びるような地点の住民への影響は、上記統計値に反映されていません。

前掲論文(乙 A133)も、「航空機排出ガス中の汚染物質は、例えば自動車排出ガスに対比すれば濃度は低いといえるが、排出量が非常に多い。したがって、汚染物質の総排出量は濃度にかかわらず、かなりの量に達するものと考えられる。(p89, 9.)」と指摘しています。

ウ 速報値から逆に横田基地周辺の大気汚染の状況がわかります。

47 の測定局の測定結果は、速報値として時間毎の汚染状況を東京都の地図上に濃度を色分けした図として発表されています。

平成 29 年(2017 年)5 月 2 日の速報値(別紙 1)を検討すると、午前 6 時から 8 時までは、東京都の西

部(多摩地区)から東部(23 区)にかけ青色から緑色に平均的に数値が高くなっているの、東部 23 区では大気汚染が多摩地区よりひどいということが判ります。それが、午前 9 時には、西部(多摩地区)に周囲に比して円形に青色が薄い NOx 値の高い場所が観測され、午前 10 時、11 時とその円が広がり、かつ色も緑色になり NOx 値が高くなっています。これは、横田基地を発着する飛行機の排気ガスが原因と考えられます。

第6 横田基地を存置する被告国の責任

1 そもそも、横田基地は、本来米国内では許されない場所に民家があります。すなわち、米国内の軍事基地には、クリアゾーン(利用禁止区域と事故危険区域)が設けられ、一般の土地利用が制限されているのです。

横田基地では、米国のようなクリアゾーンが設けられておらず、滑走路の直近で市民が生活しています。そして、基地南側の昭島市では、利用禁止区域に環境コミュニケーションセンターが 1 つ、事故危険区域に保育園・幼稚園が 7、小学校が 3、公共施設が 9、病院が 1 置かれ、基地北側の瑞穂町では、利用禁止区域に公共施設が 9、事故危険区域に 4 置かれています。

日本人の身体・生命を米国国民より軽く考えることが許されるのでしょうか。国には、基地の運用により周辺住民にいかなる影響が及んでいるか、みずから積極的に十分な調査して、被害を防止し、被害の回復をする義務があります。それにもかかわらず、国は、住民からの被害の訴えに真摯に向き合うことなく、切り捨てようとしています。

国は、被害者が日々体験し、訴えている被害について、客観的証拠・数値をもって証明するよう求めています。国家と個人の力の差を無視して被害者個人にそこまでの立証を求めるといえるのでは、裁判の公正は到底望めないこととなります。

本件訴訟は、軍隊という危険業務を日常とする組織の基地を置くことから必然的に生ずる被害を問題としているのです。国は恒常的に被害をもたらし基地を国の施策として存置しているのですから、その被害の防止・回復には万全の対応をなすべきです。

国には、軍事基地の設置により周辺住民におよぶ影響について、その実態を把握し、被害を防止し、生じている被害については、積極的に救済措置を講ずる義務があるというべきです。住民からの訴えを受け続けて既に何十年、この間、国は何をしていたのでしょうか。

第7 求釈明

横田基地における汚染物質の排出は、横田基地において消費される航空機燃料の量から、その消費による大気中への汚染物質の放出状況を推定することが可能である。よって、原告らは、国に対し、横田基地に供給される航空機燃料の量を明らかにするよう求めます。

【今後の予定】*****7*9/15(金)現地検証 午前 8 時 30 分拝島駅南口をチャーターしたマイクロバスが出発～17 時解散。
(昼食を提供する関係で、事前連絡をお願いします。)